

令和4年度 第2回越谷市立小中学校学区審議会会議録

- 1 開催日 令和4年8月26日(金)
- 2 会場 越谷市役所 第二庁舎 5階 大会議室
- 3 開閉会 開会 午後2時00分
閉会 午後3時30分
- 4 出席委員 石崎 一宏 委員 木場 真理 委員 松村 哲延 委員
大谷 佳秀 委員 福島 茂樹 委員 遠藤 敏子 委員
鈴木 実 委員 高山 水子 委員 小池 美佳 委員
佐々木 京子 委員 馬場 れい子 委員 石塚 忠男 委員
深野 弘 委員 戸張 信彦 委員 吉井 仁実 委員
加瀬 朱子 委員 小幡 肇 委員 五味田 真紀子 委員
- 5 欠席委員 山本 幹弘 委員 手塚 麻美 委員
- 6 事務局出席者

教育長	吉田 茂
学校教育部長	青木 元秀
学校教育部副部長兼学校管理課長	五十嵐 治
学校教育部副参事兼指導課長	小野寺 秀明
学務課長兼小中一貫校整備室長	磯山 貴則
給食課長	中野 聡
教育センター所長	菊池 邦隆
学務課小中一貫校整備室主幹	岡田 益史
学務課小中一貫校整備室主幹	石堂 成也
学務課小中一貫校整備室主任指導主事	木村 将紀
学務課小中一貫校整備室主任指導主事	松岡 秀実
学務課小中一貫校整備室主事	内田 望美
学務課学事担当主幹	武内 英樹
学務課学事担当主事	戸田 陽菜乃
学務課学事担当主事	青谷 奈津季
- 7 協議事項 ※協議事項の前に委員委嘱状交付を執り行う
 - (1) 会長選出及び会長職務代理者の指名
 - (2) 諮問
 - (3) 会議の公開・非公開について
 - (4) 市内小中学校の現状について
 - (5) 今後のスケジュール(案)について
- 8 報告事項
 - (1) 小中一貫校設立に向けた取り組み状況について
 - (2) 「越谷市立小学校及び越谷市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則」の一部を改正する規則制定について
- 9 その他
【令和4年度第2回越谷市立小中学校学区審議会会議録要旨】
 - 1 開 会
 - 2 協議事項

(1) 会長選出及び会長職務代理者の指名

事務局一任により仮議長を指名し、会長選出までの議事進行をする。会長は委員の互選により選出されるものとする小中学校学区審議会条例第5条第1項の規定に基づき、全会一致で小幡委員が当審議会会長に選出された。続いて、小中学校学区審議会条例第5条第3項の規定に基づき、会長の指名により木場委員が会長職務代理者となった。

(2) 諮問

越谷市教育委員会より越谷市立小中学校学区審議会に対し、「川柳地区小中一貫校設立に伴う通学区域の設定について」諮問した。

(3) 会議の公開・非公開について

審議会条例第5条第2項の規定により、小幡会長が議長となり議事の進行を行う。

議長 事務局に説明を求める。

事務局 会議の公開・非公開の決定については、「越谷市教育委員会審議会等の設置及び運用に関する要綱」に、審議会代表者が当該審議会に諮って決定すると定められている。過去の審議会においては、会議については非公開とし、審議内容については議事録を公開すると決定されている。

議長 委員に質疑・意見を求める。

(質疑・意見)

特になし

議長 本審議会における会議については、これまでと同様、非公開とし、会議の議事録については公開することで決定する。

(4) 市内小中学校の現状について

(5) 今後のスケジュール(案)について

議長 (4) (5) 一括して事務局に説明を求める。

事務局 市内小中学校の現状について説明を行った。

また、今後の審議会開催スケジュールについての事務局案を説明した。

議長 委員に質疑・意見を求める。

(質疑・意見)

委員 会議資料について、「学級数(特別支援学級を除く)」という表記があるが、特別支援学級が学級ではないというような誤解を与えるのではないか。また、小中学校の学区の対応表について、一つの小学校から複数の中学校に進学する場合、それぞれの人数も表記してほしい。

事務局 資料については、学校規模を分かりやすく示すために通常学級数で表記したもので、決して特別支援学級を外して考えているわけではない。次回からはその点十分勘案して資料を作成する。また小中学校の対応表についても、今後より分かりやすく表記するように努める。

3 報告事項

(1) 小中一貫校設立に向けた取り組み状況について

議長 事務局に説明を求める。

事務局 小中一貫校設立に向けた取り組み状況について説明を行った。

議長 委員に質疑・意見を求める。

(質疑・意見)

委員 小中一貫校だよりについて、関係の学校だけでなく審議会委員にも配布してほしい。またその表記について、「代表」と「代表者」など統一性がないものがあるので、

誰が見ても分かる表記にするべき。

そして蒲生学園に関連する報告になるが、蒲生小学校の児童の作文で、合併にあたって旧蒲生第二小学校の児童と馴染めるか不安が広がっていたが、学級活動を通して互いを分かり合えたとの声があったので伝えておく。

事務局 小中一貫校だよりは委員の皆様が届くようにする。表記に関しても今後精査していく。また、児童の作文の紹介ありがとうございます。

委員 猛暑の中、蒲生小学校の仮設校舎の学習環境がどうだったか知りたい。

また、今後児童数が増える見込みの学校は仮設校舎を作るのか。そうすると校庭がなくなるなど学習の場に影響はないのか。

事務局 蒲生小学校の仮設校舎の状況については調査のうえ次回報告する。また、児童数が急増している川柳小学校には、仮設校舎を1つ作っているほか、高学年校舎を現在の南中学校敷地内に建設予定である。

委員 大相模小学校にも仮設校舎があるが、本校舎よりも機器が新しいため快適であるし、運動場にも特に影響はないと聞いている。

(2) 「越谷市立小学校及び越谷市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則」の一部を改正する規則制定について

議長 事務局に説明を求める。

事務局 前任期審議会の答申を受け、光陽中学校の通学区域の一部を南中学校の通学区域とする旨の規則改正について説明した。

議長 委員に質疑・意見を求める。

(質疑・意見)

委員 川柳小学校の高学年校舎が南中学校敷地内に建設されるとのことだが、南中学校の通学区域は蒲生小学校と同一となると、川柳小学校の児童は全く関わりのない南中学校の敷地に通うことになるのか。

事務局 まず、南中学校は今後、蒲生小学校の敷地に建設される新たな校舎に移る予定である。同時に、川柳小学校の高学年校舎を建設し、川柳小学校の5、6年生が通い始めた後、今の南中学校の敷地に新たな中学校を建設し、そこに川柳小学校の卒業生が通う予定である。

委員 川柳小学校の4年生までと5、6年生が分かれるときの通学路はいつ確定するのか。

事務局 通学区域を審議いただく際に、通学路についても適宜情報提供するが、通学路の設定については各学校長が決定する形になる。

4 その他

事務局 前任期審議会で質問があった私立学校への進学者数の推移について説明を行った。

議長 委員に質疑・意見を求める。

(質疑・意見)

委員 学区改編の先が見えないと、私立学校への進学を考える人が増えるのではないかと
思う。来年も教えてほしい。

以上